

出願意匠「携帯電話機」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 26(行ケ)10161・平成 27 年 1 月 28 日（2 部）判決〈請求棄却〉

### 【キーワード】

部分意匠の出願，意匠法 3 条の 2（全体意匠の意匠公報発行日後の一部分と類似する意匠の場合）

### 【事案の概要】

#### 1 特許庁における手続の経緯等（当事者間に争いが無い。）

原告（三星電子株式会社）は，意匠に係る物品「携帯情報端末」に関する部分意匠につき，平成 24 年 7 月 5 日を出願日とする意匠登録出願（意願 2012-15988 号。パリ条約に基づく優先権主張・2012 年 1 月 6 日（以下「優先日」という。），大韓民国。以下「本願」という。また，本願に係る意匠を「本願意匠」という。）をした。

原告は，平成 25 年 4 月 24 日付けで拒絶の査定を受け，同年 7 月 31 日，拒絶査定に対する不服の審判（不服 2013-14649 号事件）を請求した。特許庁は，平成 26 年 2 月 25 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本を，同年 3 月 11 日，原告に送達した（出訴期間 90 日附加）。

原告は，平成 26 年 7 月 8 日，上記審決の取消しを求めて，本件訴えを提起した。

#### 2 本願意匠の形態（甲 1）

本願意匠の形態は，別紙第 1 のとおりであり，実線で表した部分が，部分意匠として意匠登録を受けようとする部分（以下「本願実線部分」という。）である。

#### 3 審決の理由

審決の理由は，別紙審決書写しのとおりである。要するに，本願意匠は，優先日前の平成 22 年 12 月 28 日に出願され，平成 24 年 3 月 2 日に登録され，優先日以降の同年 4 月 2 日に意匠登録公報が発行された意匠登録第 1437282 号の意匠（意匠登録に係る物品，携帯電話機。以下「引用意匠」とい，本願意匠に相当する正面パネル部分を「引用相当部分」という。別紙第 2 参照。また，本願意匠と引用意匠を併せて「両意匠」という。）に類似する意匠であり，意匠法 3 条の 2 の規定により，意匠登録を受けることができない，というものである。

審決が認定した本願実線部分と引用相当部分（以下，本願実線部分及び引用相当部分とを併せて「両部分」という。）の各形態の主な共通点及び相違点は以下のとおりである（以下，各共通点及び相違点を示す場合は，審決において付された符号を用いる。）。

## (1) 共通点

「基本的構成態様として、

- (A) 正面視において、前面パネル部の外形を長辺と短辺の長さの比率を約2：1とする略縦長俵形とし、側面視において、前面側に向けて、ごくわずかに湾曲させている点、  
において共通する。

具体的構成態様として、

- (B) 略縦長俵形の長辺及び短辺の中央部分を緩やかに膨らませている点、  
(C) 略縦長俵形のパネル部の四隅を大きな丸みとしている点、  
において共通する。」

## (2) 相違点

「具体的構成態様として、

- (ア) 正面視において、

本願実線部分は、短辺の中央部をわずかに膨らませているのに対して、引用相当部分は、短辺の中央部分の膨らみが本願意匠よりもやや大きい点、

- (イ) 側面視及び平底面視において、

本願実線部分は、本体部とパネル部の接合面がわずかに湾曲しているのに合わせて、パネル部の接合面を本体側にわずかに膨らませている態様であるのに対して、引用相当部分は、本体部とパネル部の接合面が直線であるため、パネル部の本体側接合面は直線的に表れる点、  
において相違する。」

## 【判 断】

当裁判所も、本願意匠と引用意匠とは類似するので、本願意匠は意匠法3条の2の規定により意匠登録を受けることはできないとした審決の判断には誤りはないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

### 1 類否判断の前提となる事実

- (1) 本願意匠と引用意匠が、それぞれその意匠に係る物品を共通にしていることは当事者間に争いが無い。

(2) 本願実線部分と引用相当部分は、共に携帯型の端末機の前面パネル部であって、その用途及び機能が共通し、位置、大きさ、及び範囲が一致することは当事者間に争いが無い。

- (3) 本願実線部分と引用相当部分の形態に前記第2の3(1)記載の共通点

(A) 及び(B)が存在すること(ただし、原告は、共通点(A)につき、本願意匠の長辺は短辺の2倍よりも若干短く、正面視や側面視で受ける印象は異なること、共通点(B)につき、膨らませ方が異なることをそれぞれ指摘している。)、及び、本願意匠と引用意匠の形態に前記第2の3(2)記載の相違点があることは当事者間に争いが無い。

また、本願実線部分(甲1)と引用相当部分(甲8)とを対比すると、略縦

長俵形のパネル部の四隅を大きな丸みとしている点において共通する（共通点（C））ことが認められる。

## 2 両意匠の類否判断

### (1) 共通点について

携帯情報端末の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者が携帯情報端末を観察する際には、携帯情報端末の全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるパネル画面等の正面視の形状、並びにこれらのまとまりが最も注意を惹く部分であるということが出来る。

そして、本願意匠が携帯情報端末の前面パネル部に関する部分意匠であることに鑑みると、本願意匠と引用意匠とを全体として観察した場合、意匠全体の支配的な部分を占め、全体として一つの意匠的なまとまりを形成し、需要者に視覚を通じて一つの美感を与えて、需要者の注意を強く惹くのは、正面視における形状及び携帯情報端末全体の形状に関わる部分の形状であるというべきである。

本願実線部分と引用相当部分における基本的構成態様の共通点である前面パネル部の外形を長辺と短辺の長さの比率を約2：1とする略縦長俵形とした点（共通点（A））、具体的構成態様である略縦長俵形の長辺及び短辺の中央部分を緩やかに膨らませている点（共通点（B））及び略縦長俵形のパネル部の四隅を大きな丸みとしている点（共通点（C））は、いずれも携帯情報端末全体の形状に関わる部分に関するもので、かつ、正面視における共通点であり、側面視において、前面側に向けて、ごく僅かに湾曲させている点（共通点（A））は、携帯情報端末全体の形状に関わる部分における共通点である。

加えて、共通点（B）につき、本願出願前には同様の形状の携帯情報端末等があまり見られなかったこと（乙7～10）も併せ考えると、上記の各共通点は類否判断に極めて大きな影響を及ぼすものといえる。

### (2) 相違点(ア)について

他方、正面視において、本願実線部分は、短辺の中央部を僅かに膨らませているのに対して、引用相当部分は、短辺の中央部分の膨らみが本願意匠よりもやや大きい点が相違している（相違点(ア)）。

しかし、膨らみの大きさの相違は、正面視において両意匠を対比して観察した場合に看取し得るものではあるが、その程度はごく僅かなものにすぎず、例えば斜め方向から観察した際にはその差異は大きなものではないのであって（甲1及び8の各斜視図参照）、携帯情報端末全体の形状から生じる美感に与える影響については大きいものとはいえない。

そして、上記の点に加え、原告の主張する四隅の丸みの付け方が異なる点（前記第3の1(3)）や長辺部分の形状（前記第3の2(1)）を併せてみても、本願実線部分及び引用相当部分の短辺及び長辺は、いずれも直線と比較してやや丸みを帯びた印象を看者に与え、正面視全体としてみても、两部分ともにや

や丸みを帯びた長方形の形状であるとの美感を共通して与えるものというべきであるから、上記相違点等は、需要者の視覚を通じて起こさせる全体から生じる美感に与える影響は少ないものといえる。

したがって、上記相違点等は、類否判断に大きな影響を及ぼすものとは認められない。

### (3) 相違点(イ)について

前記(1)の説示のとおり、本願意匠において需要者の注意を強く惹くのは、正面視における形状及び全体の形状に関わる部分であるというべきところ、相違点(イ)は、側面視及び平底面視に係るものであり、需要者の注意を強く惹く部分とはいえない。

しかも、両部分は、側面視において、前面側に向けて、ごく僅かに湾曲させている点についても共通しており（共通点（A））、この点が類否判断に大きな影響を与えることは前記(1)の説示のとおりである反面、相違点(イ)に係る本願実線部分の本体部とパネル部の接合面が僅かに湾曲しているのに合わせて、パネル部の接合面を本体側に僅かに膨らませている点については、引用相当部分と比較したその膨らみの程度の差はごく僅かなものにすぎない。

そうすると、相違点(イ)は、類否判断に大きな影響を与えるものではない。

### (4) 小括

以上によれば、両部分との間の相違点(ア)及び(イ)は、特段需要者の注意を惹くものではなく、類否判断に及ぼす影響は大きいとはいえず、上記各相違点が、前記(1)において説示した共通点から得られる美感の共通性を凌駕するものであるとは認められない。

よって、本願意匠と引用意匠の形態は類似するものというべきである。

### (5) 原告の主張について

ア 原告は、意匠の類否を判断する際には、「携帯情報端末であるがゆえの通常の形状」以外の部分に着目すべきであり、共通点（A）のうち、長辺と短辺の比率が約2対1である点は、捨象して考えるべきである旨主張する（前記第3の1(1)ア）。

しかし、本願出願前に前面パネル部の縦横比が約3：1の携帯電話機（乙2）や約4：1強の無線電話機（乙3）が存在しているところ、これらは、前面パネル部をタッチパネルとして機器を操作する携帯型の電子情報機器である点で本願に係る携帯情報端末と共通していることに照らすと、長辺と短辺の比率が約2対1であるとの点が、本願意匠に係る物品について通常の形状であるということとはできない（なお、原告は、本願意匠の長辺は短辺の2倍よりも若干短いことを指摘するが、その比率を約2対1とみることを妨げるような相違があるとは認められないし、両意匠から生じる美感に相違をもたらすものでもない。）。

よって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 原告は、共通点（B）及び（C）に並びに相違点(ア)に関し、引用相当部

分の短辺は、曲がり方の度合いが大きいことから、看者に対して曲線的な印象を与えるのに対し、本願実線部分の短辺は直線状であるため、看者に対してストレートでスマートな印象を与えるほか、本願実線部分は、長辺の大部分が直線となっており、長辺は、上端ないし下端に近い位置で湾曲するのみであるのに対し、引用相当部分は、長辺が全体的に曲線状になっているため、本願実線部分が看者に対してストレートでスマートな印象を与えるのに対し、引用相当部分が丸みを帯びた柔らかい印象を与える一因となっている。加えて、パネル部の四隅は長辺及び短辺の膨らみの程度並びに曲率が異なっていることと連動して本願実線部分の全体的なデザインを形作り、その結果、全体的に、看者へ独特の印象を与えるデザインを構成している旨主張する（前記第3の1(2)、(3)、同2(1)）。

しかし、原告の主張する上記各点の存在により、本願実線部分と引用相当部分につき需要者に異なる美感を与えるものではないことは、前記(1)において説示したとおりであり、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 原告は、相違点(イ)に関し、本願意匠においては、正面パネル部分が側面部にまで広がっているため、側面視においても、本願実線部分がデザインの一部として明確に観察されるのに対し、引用意匠の正面パネルは側面部にまで広がっておらず、側面視においては厚みとしてしか観察されることはないから、相違点(イ)の存在により両意匠の全体的な印象を異ならせる要因となっている旨主張する（前記第3の2(2)）。

しかし、前記(3)において説示したとおり、そもそも側面視が需要者の注意を惹く部分であるとはいえない上に、上記のようなデザインの差異があるとしても、本願意匠における正面パネルが側面部に広がる幅はごく僅か（甲1）にすぎないのであるから、上記の点が類否判断に大きな影響を及ぼすものとはいえない。

よって、原告の上記主張は採用することができない。

エ 原告は、携帯情報端末は日常的に使用するものであることから、細部についてまで、日常的な観察の対象となるほか、携帯情報端末に旺盛な購買意欲を示す若者は多いが、それら若者は、携帯情報端末のデザインにおける微妙な差異についてもこだわり、自らが選んだ携帯情報端末を大切にしている傾向があることを併せ考えると、各相違点が、携帯情報端末（スマートフォン）の購買者に対して異なる印象を与えるものである旨主張する（前記第3の2(3)）。

確かに、携帯情報端末は、手に持って使用されるもので、日常の観察の対象となり得るものである。しかし、前記(1)の説示のとおり携帯情報端末の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者が携帯情報端末を観察する際には、意匠全体の支配的な部分を占める全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるパネル画面等の正面視の形状、並びにこれらのまとまりが最も注意を惹く部分であるということ

ができる。他方、本願意匠は、携帯情報端末の一部分である前面パネルに係る部分意匠である上に、相違点(イ)は、上記の最も注意を惹く部分に関するものではないし、また、前記(2)ないし(4)において説示したとおり、相違点(ア)及び(イ)に係る形状の差異が美感に与える影響も小さいものである以上、原告の主張する点を踏まえても、各相違点が存在することにより、本願意匠が需要者に対して引用意匠とは異なる美感を与えるものということとはできない。

よって、原告の上記主張は採用することができない。

### 3 まとめ

以上によれば、本願意匠と引用意匠とは類似し、本願意匠は、意匠法3条の2の規定により意匠登録を受けることができないものというべきであるから、審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由は理由がない。

### 結 論

よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. 部分意匠登録制度がわが国意匠法に導入された時から、出願人又は代理人の錯誤によって、意匠法3条の2の規定を看過し、同一出願人であれば問題ないと思ひ込み、先願に係る登録意匠についての意匠公報が発行された後（即ち、公知になった後）であっても、その先登録意匠中的一部分についての意匠を部分意匠として出願することができると思ひ込み、出願する場合があるが、これは平成10年改正法で法3条の2の規定が導入されたことによって不可となった。しかし、同一出願人の場合にあつてはこれは酷であると反省され、部分意匠の出願にあつては、先願の全体意匠が刊行物公知にならない限りは許すことにしたのが、その後の改正による但し書きによって救済することになったのである。

2. 本件の場合、その部分意匠なるものは、既登録意匠の中に存在している形態と酷似するものであったことから、もしその出願日が先願意匠の意匠公報発行日より早くはなく、その後であったことから、法3条の2の規定の適用はなかったのは止むを得ないというべきである。

このような事案は代理人としても十分注意すべきであり、出願依頼人に事前によく説明してよく承知してもらふべきであろう。

[牛木 理一]

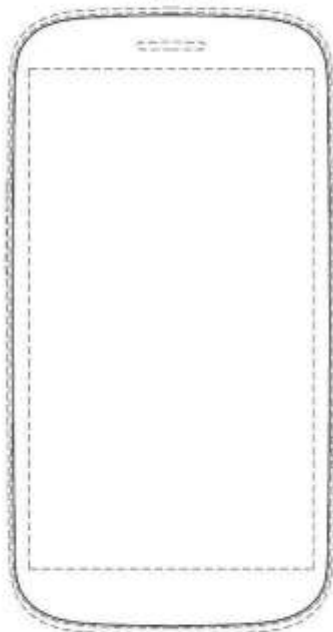
意匠に係る物品 携帯情報端末

意匠の説明 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

斜視図



正面図



背面図



左側面図



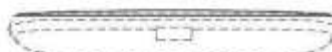
右側面図



平面図



底面図



別紙第2 引用意匠

特許庁発行の意匠公報記載 意匠登録第1437282号の意匠  
の本願意匠に相当する正面パネル部分

意匠に係る物品 携帯電話機

意匠の説明 各図の表面部全面に表された濃淡は、立体表面の形状  
を表す濃淡である。

斜視図



正面図



背面図



左側面図 右側面図



平面図



底面図

